

平成 24 年 2 月 14 日
復旧・復興事業の施工
確保に関する連絡協議会

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会は、本日開催された第 2 回会合において、復旧・復興事業における円滑な施工確保を図るため、以下の方針で対応することとしたところである。
今後、各構成員が、自ら及び他の主体と協力して取り組みを行うことを通じて、復旧・復興事業における円滑な施工を確保し、もって被災地における早期の復興に寄与することとする。

1. 今後、復旧・復興事業が本格化し、膨大な事業量の発生が見込まれる中で、各構成員（国、地方公共団体、関係業界団体）は、迅速かつ効率的な施工を確保するため、以下の方針の下、全力を挙げて取り組む。

（1）発注事務の効率化

- ① 入札・契約手続きの迅速化
- ② 発注ロットの大型化
- ③ 発注者支援方策の充実

（2）復興のための人材の確保

- ① 広域的な施工体制の構築
- ② 技術者の有効活用
- ③ 技能者の確保の推進

（3）予定価格の積算の適正化

- ① 実勢価格を反映した労務単価の設定
- ② 実態に見合った適正な費用の計上

（4）発注見通しの適切な公表

2. 各構成員においては以下の取組を行う。

（1）国

国土交通省においては、「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策」を講じる。
また、できる限り早期に対策の具体的な運用を通知すること等により、直轄事業において実施するのみならず、関係機関においても適切に対応が行えるようにする。

厚生労働省においては、建設労働者の能力開発や人材確保を図るため、中小建設事業主及び建設事業主団体が行う技能向上や雇用管理改善への取組への助成を行うとともに、職業訓練を引き続き実施する。

発注者としては、既に講じている対策を含めて、今後もできる限りの取組を行う。

（2）地方公共団体

地方公共団体においては、それぞれ既にさまざまな対策を講じているところであるが、今後もできる限りの取組を行う。

（3）関係業界団体

関係業界団体においては、引き続き、技術者・技能者や資機材等の確保に全力をあげることなどにより、復旧・復興事業の適正な施工を確保する。

3. 引き続き、現状把握に努めるとともに、連絡協議会における意見や要望等については、幹事会等を活用して個々の課題への対応を協議することとし、必要に応じて追加的な取組を講じる。